



令和5年3月発行

編集・発行
音更町農業委員会
0155-42-2111



新制度を中心に北海道農業会議の幡野氏から説明がありました

農業者年金説明会を 開催しました

令和5年3月2日、音更町農業者年金協議会が主催で、音更町役場において「令和4年度農業者年金説明会」を開催しました。説明会には、講師として北海道農業会議から幡野千春氏を招き、59歳から64歳までの年金受給予定者を対象に農業者年金制度の概要や年金を受給する際の手続きや注意点に関して詳しく説明していただきました。

全体での説明会の後には、希望者を対象に個別相談会を開催し、「個別相談カルテ」を用いて年金受給に必要な手続きについて説明をしました。特例付加年金を受給するときには、経営継承の前に、農地に住宅や施設がはみ出して

いる場合、継承する農地の整理をする必要があります。測量・分筆を伴うことになる

と、時間がかかります。今回、説明会を欠席した人は、経営継承をする半年から1年前に農業委員会へご相談いただくことをおすすめします。



全体説明のあと、希望者に個別相談を行いました

農業者年金が さらに便利になりました！

～より加入しやすく・生活設計に応じた年金受給～

ポイント① 令和4年1月から

35歳未満の要件を満たす人は『月額**1万円**から』の加入が可能になりました

*これまで政策支援加入することができず、2万円からの保険料の納付が難しかった人も加入しやすくなりました。

ポイント② 令和4年4月から

受給開始の時期を『**ご自身**』で選択することができるようになりました

農業者老齢年金の受給開始時期は、65歳以上75歳未満

特例付加年金の受給開始時期は、65歳以上で経営継承を行った段階

ポイント③ 令和4年5月から

加入可能年齢を『**65歳**まで』引き上げることができるようになりました

*60歳時点で国民年金への加入が40年(480ヶ月)に満たない人が、国民年金に任意加入し、付加保険料400円を毎月納付することで、農業者年金にも続けて加入することができます。

※国民年金の任意加入の際には、農協で所定の手続きを行う必要があります。
農業者年金の内容やご相談については、農業委員会または農協にお問い合わせください。

現況届を提出しましょう

農業者年金を受給している人には、毎年5月末頃に農業者年金基金から「現況届」が送付されます。毎年提出しなければならない書類で、**期限内に提出しないと年金は支給停止**となりますので、ご注意ください。

令和4年度は、期限内にすべての受給者から現況届の提出がありました。

また、前回提出から住所変更等をしている人は、農業者年金基金からの書類が届くように、忘れずに農協で手続きをしてください。

現況届の書き方がわからない場合は、農業委員会までお問い合わせください。



年 別 農 地 移 動 状 況

		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年	
		件数	面積(a)	件数	面積(a)	件数	面積(a)	件数	面積(a)	件数	面積(a)
3 条 許 可	売 買 ・ 贈 与	11	9,536	20	21,376	29	38,441	24	18,200	26	25,965
	賃 貸 借	30	23,986	26	12,149	38	20,859	26	15,684	31	20,930
	使 用 賃 借	13	23,288	11	25,107	16	23,947	3	7,101	8	27,693
4 条 転 用 許 可		0	0	3	188	4	41	3	61	3	128
5 条 転 用 許 可		9	675	7	378	8	351	6	1,098	7	246
あ っ せ ん	売 買 ・ 贈 与	43	21,252	60	21,416	43	19,564	47	20,387	77	20,789
	賃 貸 借	85	35,623	105	43,170	69	32,058	58	22,002	95	41,160
農地中間管理事業		0	0	1	360	0	0	0	0	0	0
合 計		191	114,360	233	124,144	207	135,261	167	84,533	214	136,911

令和4年農地移動状況と今後の展望について
 農地調整部会長 大西 忠 義

令和4年の農地の移動状況は上表のとおりです。移動件数、面積とも、令和3年は令和2年より減少しましたが、令和4年は令和3年よりそれぞれ増加し、令和2年以前並に戻っています。

特に「3条許可」のうち、「使用貸借」が増加しています。これは、農業者年金の特例付加年金を受給するために経営継承があったことや、法人設立により農地の権利設定があったことが主な要因として挙げられます。

次に「あっせん」のうち、「賃貸借」が令和3年より大幅に増加しています。これは、あっせんの貸借契約の終期がこの時期に集中して到来したことや、離農または規模縮小により、農地の貸付や借換ができたことによるものと考えられます。

近年の生産資材の価格高騰や耕作者の高齢化により、今後ともこのような傾向が見られると予想されます。

農地所有者の意向に沿いながら、農地の適正な集積化を図れるよう尽力してまいりますので、農地の売買、賃借などをお考えの際には、地区の農業委員会にご相談ください。

農業委員の公募について

本町においては、現在の委員の任期が令和5年7月19日までとなっていますので、新委員の推薦および募集を行います。

《任期》

令和5年7月20日から令和8年7月19日までの3年間

《業務内容》

- 農地の権利移動や転用に関する調整・審議
- 農地等の利用の最適化のための現地調査・パトロール
- 農業者からの相談対応等
- 農業者年金制度の普及促進活動

《委員報酬》

月額4万2千円

《委員の資格》

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことのできる人

《推薦・応募の手続き》

推薦および応募の様式は、役場経済部農政課農政係、木野支所窓口での入手、または町ホームページからダウンロードすることができます。

《推薦・応募受付期間》

令和5年3月20日(月)から4月18日(火)まで

詳細は、経済部農政課農政係(電話0155-421111 内線712)までお問い合わせください。

締結された地区名	平均額	最高額	最低額	データ数	契約数
北東地区	9,900円	12,100円	7,700円	44筆	13件
北西地区	9,600円	12,100円	6,000円	95筆	26件
南東地区	10,700円	15,000円	5,500円	171筆	41件
南西地区	11,700円	15,500円	7,000円	132筆	30件
(参考) 音更全町	10,600円	15,500円	5,500円	442筆	110件

- *1 データ数は、集計に用いた筆数です。
- *2 金額は、算出結果を四捨五入し、100円単位としています。
- *3 「(参考) 音更全町」の平均額は、全データ(10a当りの賃貸料)の合計(四捨五入前)を件数により除したものです。

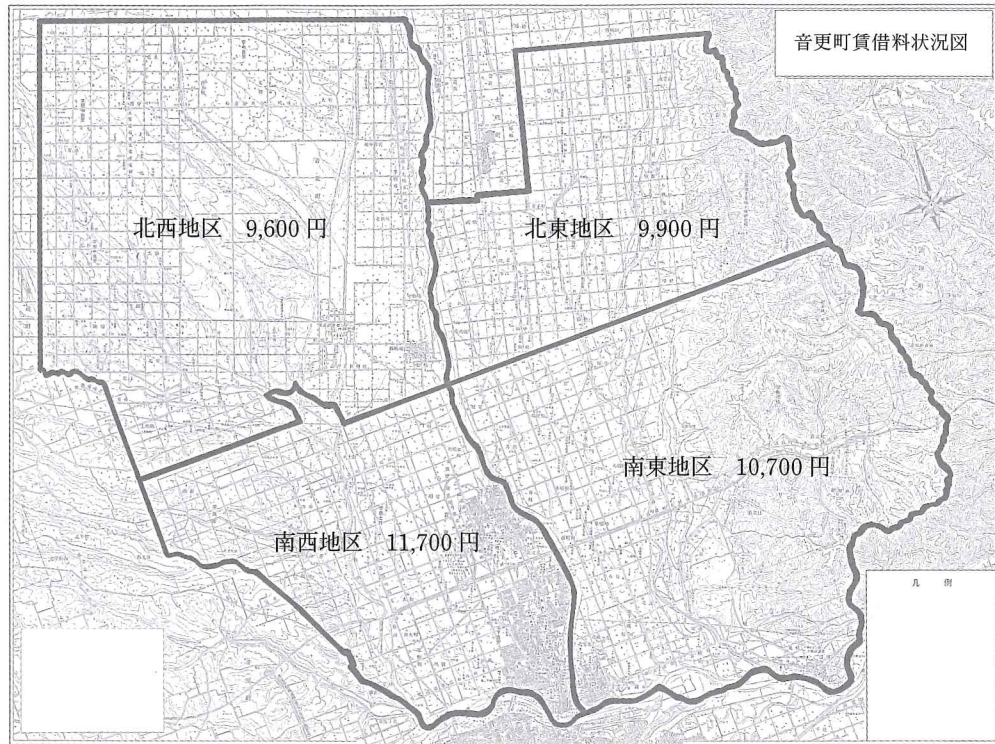
(参考) 各地区構成字名

北東地区 (字豊田、字東音更)
 北西地区 (字西中音更、字中音更、字南中音更、駒場、字上然別)
 南東地区 (字東和、字下土幌、字長流枝、十勝川温泉、宝来)
 南西地区 (字高倉、字万年、字然別、字音更、字東土狩、字下音更)
 (詳細については、音更町農業委員会事務局までお問い合わせください。)

農業委員会では、農地の賃貸借取引の目安となるよう、地域の賃貸料の提供に努めています。令和4年1月から12月までに締結された賃貸借契約における10アールあたりの賃貸料水準は、次のとおりです。貸借料を決める際のご参考にしてください。

農地の賃借料情報の提供について
 (令和4年1月～12月締結分)

(状況図)
 令和4年の1年間に締結された賃貸借契約の平均額を地区ごとに表したものです。



農業委員会だより
 令和5年3月発行

広報委員長 松川 博
 広報担当(農政部) 石 雅 士
 貞 廣 雄
 土 純 敏
 安 田 敏
 辻 和 義
 前 田 宏
 古 沼 宏
 茂 守 文 夫
 田 憲 夫

①わかりやすい**農業・農政**の解説
 ②みんな知りたい**経営・流通**の最新情報が満載
 ③**くらしと地域**に活力を
 ④**女性**の元気を応援
 ⑤**文字が大きく**読みやすい

まとめ読める!
週刊紙

週刊) 月4回金曜日発行
 月700円、年8,400円 (消費税込) 毎日は大変。1ヶ月だと遅い。そんなあなたに

経営とくらしを応援!!

NATIONAL AGRICULTURAL NEWS

全国農業新聞